

入札制度に関する質疑は下記へ（○を記入）

F A X	総務部 総務課 契約検査班	
	0 9 5 9 - 2 2 - 1 3 1 3	

設計内容に関する質疑は下記へ（○を記入）

F A X	教育委員会 社会教育課	○
	0 9 5 9 - 2 2 - 9 0 1 1	

質 疑 書（回答書）

質疑期限：令和8年8月26日 12時00分迄

工 事 番 号	第 7 2 0 3 1 号
工 事 名	大島文化ホール空調設備改修工事
令和 8 年 8 月 2 1 日 質疑者	
質 疑 内 容 1. 積算単価の採用期が令和8年何月なのか、ご教示をお願いいたします。 2. 積算単価の採用基準については、長崎県の積算基準（単価・歩掛） 【建築・住宅編】令和8年4月を適用されているのでしょうか。 3. 現場説明書の第2.1.(7)に石綿含有建材の事前調査を行うこととあります。 撤去するダクトのパッキン部や配管エルボ等の保温成形材等に石綿含有の 可能性があります。設計書には石綿含有分析調査費用及び処分費用等計上 されていません。もし上記の費用が発生する場合、落札後に追加協議して いただけるのでしょうか。 4. 現場説明書第2.9.(2)において余裕期間は最大60日間とし、第2.2.(1)の営業 停止期間を考慮した上で設定することとあります。営業停止期間は令和9年4月 1日からの予定でその期間に施工を行うこととなっていますので、それを考慮 すると余裕期間は60日以上設けることが可能と思われますが、そうすると最大 60日間に反します。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	
令和 8 年 8 月 2 5 日 回答者 教育委員会 社会教育課	
回 答 内 容 1. 積算単価は令和8年4月時点の最新単価を採用しています。 2. お見込みのとおりです。 3. 落札後、受注業者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。 4. 余裕期間は最大で60日間になります。「営業停止期間を考慮した上で設定」とは、 営業停止開始の令和9年4月1日から速やかに着工できるように、工事の始期後に 施工計画書等の提出や機器の納期を十分に考慮したうえで、余裕期間を設定して いただきたいということです。	

注意 1. 質疑は、この質疑書により行い、電話、面会による質疑はしないこと。
 2. 質疑に対する回答は、西海市ウェブサイト又はF A X等により回答
 します。